

## はしがき

過去10年間、自治体職員の皆さんとの実務研修は、私にとって得難い経験の場でした。

自治体職員の皆さんは実によく勉強される。半日の研修会でも予め質問を準備し、書面で講師に回答を求め、研修当日には休憩時間でも長蛇の列を作って質問する。合宿制の市町村アカデミー、JIAMの研修では、2週間土日以外は外出外泊を禁止され、朝9時から5時までの正課に加え、夕食後も夜の8時9時まで、班ごとに分かれて事例検討、演習、討議を行う。そこで得る徴収実務の知識と経験は、単に徴収力の向上だけでなく、同じ正義感と悩みを抱えた仲間が全国に存在することを体感させ、強い自信と大きな安心感をもたらします。

そうした市町村税徴収研修で、常に質問される給料・預金差押えと差押え後の取立訴訟を取りあげたのが本書です。

※

実務で最も苦勞する点は、直面する現実の課題をどう処理し解決するのか、一つの具体的な結論を出さなければならないことです。特に滞納処分の執行では、財産の隠匿、散逸を回避するため、即断即行が求められ、判例の集積や中央省庁の技術的助言を待っている余裕はありません。

悩ましい裁量事項や法令上不明な事項も、独自に判断して徴収事務を果敢に遂行することを、ある程度までは承認せざるを得ません。

※

ただ、ここで忘れてはならないことがあります。

それは他でもありません。滞納処分による差押えといい、差し押さえた財産の換価・取立てといい、すべては滞納者が生活を再建して、担税力を回復し、将来、納期内納税者となることが諒解されているということです。

生活の原資である給料の差押え、預金全額の差押えは、納税者の経済生活に痛打を与え、時に最低生活の保障さえ危うくします。これら強制力の実施

はしがき

は、納税者の態度如何によって、真に止むを得ない最後の手段として、執行されなければなりません。

給料・預金の差押えは、一時に滞納を解消できる即効性のある滞納処分です。しかし、生活再建抜きの、一過性の徴収では、納税者は再び滞納します。徴収職員は、納期ごとに差押えを繰り返すことになり、滞納と差押えのループはいつまでも尽きません。滞納者は生活困窮状態に陥ったまま希望を失い、徴収職員は膨大に蓄積した滞納事案の処理で疲弊し、いつかは共倒れします。

この滞納と差押えのループを断ち切るためには、差押えを契機にして、行政の総合力により、滞納者の生活再建支援に着手し、納税可能な経済環境を整備して、自主納税の意識と習慣を身につけてもらうことです。

※

徴収職員の皆さんは、本書を参考にしながら滞納事案の処理に取り組めば、滞納処分も取立訴訟もさほど困難はないことにすぐに気がつくでしょう。

滞納処分・取立訴訟という鋭く切れる刀を抜いて、差し押さえた給料・預金を切り取るだけでなく、滞納者に寄り添い、どうして応能負担の税金が払えないのか、何が原因なのか、滞納者の訴えに丁寧に耳を傾け、有する調査権限を用いて解決の糸口を掴まなければなりません。

抜いた刀を納めることは相当の経験と忍耐を要します。しかし、それこそが、住民福祉の増進を基本とする地方公共団体の公務員の使命です。

皆さんが、滞納者の財産を差押えながらも、「同じ地域で伴に肩を寄せ合い暮らす隣人」との意識のもと、抱えている経済問題、家庭問題を一緒に考えながら解決しようとする職員であることを希望してやみません。

なお、共著者板倉の執筆にあたっては、休日等を利用して公務外で行ったものであり、文中意見にわたる部分は個人的見解であることを念のため申し添えます。

2020年8月

瀧 康 暢



# 第1編

## 滞納処分による給料差押え

### 第1章 債権差押えと給料差押え

#### 第1 債権差押えの共通事項

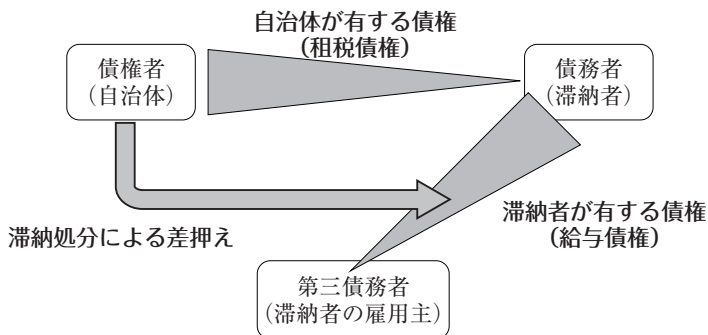
##### 1 債権とは

債権とは、債権者が債務者に対して一定の行為を請求することができる権利をいいます。

たとえば、給与の支払いまたは預金の払戻しなどを求める「金銭債権」、車を購入した際に車の引渡しを求める「引渡請求権」などがあります。

債務者が、債権の内容を任意に履行しない場合は、債権者は、履行の強制を裁判所に請求することができます（民法414①）。

〔図2〕 給与債権差押え関係図



##### 2 債権の差押えとは

差押えとは、国家権力（公権力）で特定の財産について、私人の事実上、法律上の処分を禁ずる行為（処分）をいいます。差押えは、私人の財産を凍結し、その財産を強制換価する第1の段階として行われます。

滞納処分による債権の差押えは、滞納処分庁の権限で滞納者の有する給料・売掛金・預金等の債権の処分（給料・売掛金の受領、預金の払戻等）を禁じる行政処分といえます。債権の差押えにより、債権者は、取立権を取得し、第三債務者（雇用主・銀行等）から、直接、債権の取立てをすることができるようになります。

### 3 差押えの対象となる債権

滞納処分の差押えの対象となる債権は、金銭または換価に適する財産の給付を目的とする債権です（徴基通62-1）。「給付」とは、「金銭の支払い」や「物の引渡し」などのことです。

そのため、金銭や物の給付を求めない行為（例：演奏する）または不作為（例：競業しないこと）を目的とする債権は、差押えの対象となりません。

### 4 債権差押えの効力

#### (1) 処分禁止の効力

差押えは、滞納者の財産の処分（売却、弁済金の受領、担保の設定、賃借等）を禁止する効力を有します（処分禁止効）。差押え後に、滞納者が財産の譲渡や抵当権や賃借権などの権利設定等をして、差押債権者に対抗することはできません（徴基通47-51）。「対抗することができない」というのは、簡単にいうと、「裁判で主張しても通らない。認めてもらえない」ということです。

この処分禁止効は、その差押え後の財産の処分を絶対的に否定するものではなく、差押債権者との関係において否定されるという相対的な効力にとどまります（「平30徴基通逐条解説」47条関係51解説(2)）。たとえば、差押不動産を滞納者が売却した場合、滞納者とその処分の相手方との当事者間では有効なので、滞納者（売主）は売買代金の請求ができ、買主（処分の相手方）は滞納者に対して不動産の引渡しおよび所有権移転登記の請求ができます。そして、実際に所有権移転の登記もできます。

もっとも、差押債権者に対して、その効力を主張することができないため、公売手続で第三者に売却されると、滞納者から不動産を買い受けた買主は所

## 第1章 債権差押えと給料差押え

有権を取得することができません。

### (2) 債権差押えによる処分禁止効の内容

債権差押えでは、処分禁止効により、第三債務者は、被差押債権の履行（弁済）が禁止されます。したがって、債権差押通知書の送達を受けた後に、第三債務者が滞納者に対して履行（弁済）しても、差押債権者に対して対抗することができません（徴基通62-30）。

具体的には、差し押さえられた債権につき第三債務者（例：雇用主）が、滞納者（例：従業員）に金銭を支払ってしまった場合、差押債権者は、第三債務者に対して、さらに支払うよう請求できるということです（民法481①）。つまり、第三債務者は、二重払いしなければならなくなるわけです。もっとも二重払いをした第三債務者は、二重払い分を取り戻すため、滞納者に対して求償（返還を求める）することは可能です（同法481②）。

なお、「第三債務者」とは、滞納者に対して債務を負う者（金銭の支払義務を負う者）のことです（徴基通62-23）。たとえば、滞納者に対して給料の支払債務を負っている雇用主、滞納者の預金がある銀行、工賃・請負代金などの支払債務を負う元請会社が、第三債務者となります。

### (3) 消滅時効の完成猶予および更新の効力

差押えに係る租税債権は、差押えの効力が生じたときに消滅時効の完成が猶予されます（地税法18③、通則法72③、前民法147二、民法148①一）。

債権差押えの場合、債権差押通知書が、第三債務者に送達された時に差押えの効力が生じることから（徴収法62③）、その送達時に消滅時効は完成が猶予されます。そして、時効の完成猶予の効力は、取立ての完了または差押えの解除まで継続します。債権の取立完了もしくは差押えの解除の翌日に消滅時効は更新し、再び消滅時効が進行します（民法148②、徴基通47-55）。

**Q1 給料を差し押さえたが、給料が差押禁止額以下であった場合、滞納税の消滅時効は完成猶予するか。完成猶予するとして、再び消滅時効が進行を始めるのはいつか**

**A**

給料の額が、差押禁止額以下ということは、差し押さえることができる財産がないということなので、滞納税の消滅時効は完成猶予しないのではないかと疑問が生じます。公債権、私債権を問わず、差押えが完成猶予の効果を生じる根拠は、債権者が権利の実行に着手したことにあります。

給料債権の差押えでは、差押禁止額は、給料の額、給料から差し引かれる住民税、源泉所得税、社会保険料および給料支払時に生計を一にする親族の数によって変化します。すなわち、月ごとに差押可能金額の有無、差押金額は変動します。そして、いったん給料差押えを行えば、毎月の差押金額は異なるにしろ、滞納額に満つるまで、差押えの効力は持続します（徴収法66）。

このように滞納処分による給料差押えは、毎月の給料を差押禁止額を超えた金額の範囲でのみ差押えが認められるという条件が付いた制限的差押えです。仮に差押えをした月に差押可能金額が生じなかったとしても給料差押えは有効に成立しており、差押可能金額が生じる月は、取立てができます。この制限的差押えは、第三債務者に給料の債権差押通知書が送達された時点で成立し、同時に差押えに係る滞納税の消滅時効も完成猶予します。

給料差押えによる時効の完成猶予の効果は、給料差押えが継続している間、維持されます。したがって、差押可能金額が生じなくても、給料差押えが解除されない限り、消滅時効は完成が猶予したままです。給料差押可能金額が生じる余地がないと判断し、差押えを解除（徴収法79①二）した時点から消滅時効の完成猶予が終了し、再び進行を始めます（消滅時効の更新、民法148②）。

#### (4) 取立権の取得

徴税吏員は、差し押さえた債権を取り立てる権利（取立権）を取得します

## 滞納処分による給料・預金差押えと取立訴訟の実務

---

2020年10月8日 第1刷発行

定価 本体3,300円+税

編著者 瀧 康暢 板倉太一  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 株式会社 太平印刷社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえします。  
カバーデザイン 民事法研究会

ISBN978-4-86556-360-3 C2032 ¥3300E